

身障者就業保障金徴収管理規定

担当：平出・左

中国では身体障害者雇用促進を目的として、企業等に対して在籍従業員数に応じて一定の割合の身障者を雇用することを求めており、規定の割合の身障者を雇用していない場合には身体障害者の労働権利を保証するための政府性基金としての身障者就業保障金（以下「残保金」）を拠出することが義務付けられており、通常は所轄の地方税務局が代理徴収手続きを行っています。

《身障者就業条例》（中華人民共和国国务院令第488号）第8、9条では、身障者の雇用割合がその雇用単位・企業の従業員総数の1.5%の比率に達してない場合には、保障金を拠出する必要があることを規定しています。

2015年9月9日に財政部、国家税務総局と中国身障者連合会が《身障者就業保障金徴収使用管理弁法》「財税〔2015〕72号」（以下「当該通知」という）を公布して、徴収基準、審査徴収期限と減免政策等についての改定を行っています。

その改定内容及び各地区における施行状況について下記の通りご説明します。

（1）徴収基準

当該通知第8条により、2015年10月1日から拠出すべき残保金の計算基数をこれまでの「**所在地区の従業員の年平均賃金**」から「**雇用単位・企業の従業員の実際の年平均賃金**」に変更する旨が規定されています（「財綜字〔1995〕5号」は廃止）。

従来規定：＝（前年度の雇用単位の在職従業員の数×所在地の人民政府の規定する身障者就業の手配比率－前年度に雇用単位が実際に雇用していた身障者就業人数）×前年度の
所在地区の在職従業員の年平均賃金

新規定：＝（前年度の雇用単位の在職従業員の数×所在地の人民政府の規定する身障者就業の手配比率－前年度に雇用単位が実際に雇用していた身障者就業人数）×前年度の**雇用単位の在職従業員の年平均賃金**

この規定どおりに徴収が行われると、賃金水準が当地の平均賃金よりも高い企業は、身障者保障金の負担が従来にも増して大きくなることとなります。

(2) 各地区の実施状況

2016年9月現在における各地区の実施状況によりますと、北京市のように新規規定による改定基準を採用している地域と、天津市のように従来通りのまだ新規規定に基準を採用していない地域とがあります。

地区	徴収比率	徴収基準
北京	1.7%	前年度の雇用単位の在職従業員の年平均賃金
天津	1.5%	今日現在 2016 年度の実施案未公布
青島	1.5%	前年度の所在地区の在職従業員の年平均賃金（従来通り）
唐山	1.5%	前年度の所在地区の在職従業員の年平均賃金（従来通り）

北京市は、財税〔2015〕72号及びその他関連規定に基づき、2016年1月1日付で《北京市身障者就業保障金徴収使用管理弁法》（京財税〔2016〕639号）を改定し、徴収基準から審査徴収期限等の内容の改定を独自に行っています。詳細は下記の通りです。

改定内容	新規規定	原規定	備考
徴収基準	前年度の雇用単位の在職従業員の年平均賃金	北京市前年度の雇用単位 在職従業員の年平均賃金の60%、2015年度の徴収基準は41,712元です。	賃金基準の高い企業の負担が大幅に増加
審査・徴収期限	<ul style="list-style-type: none"> 毎年4月1日～4月30日の間に身障者就業サービス機構へ前年度の身障者就業手配人数を申告しなければならない。期限までに報告しない場合は身障者を採用していないものとして取り扱われます。 申告手続きは毎年の5月1日～15日と9月1日～15日、2回に分けて行います。 	審査徴収期限は7月1日～9月30日	2016年度の申告期限は8月1日～9月30日

天津市は従来、残保金の徴収は毎年8月末までに完了していましたが、9月20日現在では2016年度の残保金の徴収政策を発表していません。

(3) 減免政策

当該通知第 16 条、17 条では、一定の要件に該当する企業について残保金の拠出を減免する旨を下記の通り規定しています。

- ① 工商登記（企業設立）後 3 年以内の企業で在職従業員の人数が 20 人以下の小微企业については残保金の徴収を免除する。
- ② 不可抗力による自然災害又は突発事件により重大な経済損失を被った企業は、各地域の財政部門の判断に基づき、徴収の免除又は猶予を申立てることができる。

当該通知とは別に《財政部と国家税務総局の小微企业に対する政府性基金支払免除に関する通知》（財税【2014】122 号）においても同様の減免措置を規定しています。

また、各地域で個別に免税規定を定めているケースもあります。

参考条例：

《身障者就業条例》（中華人民共和国国务院令第 488 号）

《身障者就業保障金徴収使用管理弁法》（財税〔2015〕72 号）

《北京市身障者就業保障金徴収使用管理弁法》（京財税〔2016〕639 号）

以上